

◎地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 【対照表】

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）（抄）  
 （傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案                      （地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正）</p> <p>第一条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>題名を次のように改める。</p> <p>気候変動に対処するための地球温暖化対策の推進に関する法律</p> <p>（目次改正・略）</p> <p>第一条中「地球温暖化が」を「気候変動が」に改め、「ものであり、」の下に「気候変動のうち主要なものである地球温暖化を防止するため」を加え、「安定化させ地球温暖化を防止する」を「安定化させる」に改める。</p> <p>第二条第六項中「太陽光、風力」を「地域の特性を生かした事業の展開及びその利益の地域における経済活動への還元等に配慮しつつ、太陽光、風力、水力、地熱等の自然界に存する熱」に、「次条」を「次条第一項」に改め、「及びその他の」の下に「エネルギーの使用の合理化をはじめとする」を加え、同条に次の二項を加</p>	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案                      （新設）</p> <p>第一条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（新設）</p> <p>（目次改正・略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二条に次の二項を加える。</p>

える。

8・9 (略)

第二条の二中「いう。」の下に「第十五条の二第四項及び」を加え、同条に次の四項を加える。

2| 地球温暖化対策の推進は、科学的知見の充実に努めつつ地球温暖化を防止する予防的な取組方法により早期に対応することを旨として、行われなければならない。

3| 地球温暖化対策の推進は、環境教育等を通じて地球温暖化対策に関する知識の普及を図りつつ、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るとともに、情報の適切な公開により透明性を確保しながら行われなければならない。

4| 地球温暖化対策の推進は、地球温暖化が生活、社会、経済又は自然環境に及ぼす影響への適応に伴う将来の国民の負担が過重なものとならないよう、迅速かつ適切に行われなければならない。

5| 地球温暖化対策の推進は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であることに鑑み、国際的協調の下に、国際社会において我が国の占める地位に応じて積極的に行われなければならない。

第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

8・9 (略)

(新設)

(新設)

3| 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策の推進に当たっては、国民の意見を国の施策に反映させるため、温室効果ガスの排出の量の削減等に関し広く国民の意見を求めるための制度の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2| 地方公共団体は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策の推進に当たっては、住民の意見を当該地方公共団体の施策に反映させるため、温室効果ガスの排出の量の削減等に関し広く住民の意見を求めるための制度の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五条中「講ずる」を「講じ、及びその講じた措置に関する情報を公開する」に改める。

(略)

第八条第二項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九| 地球温暖化対策に関し、国民の意見を国の施策に反映させるために必要な措置に関する基本的事項

(新設)

(新設)

第七条中「京都議定書第七条1に規定する年次目録」を「パリ協定第十三条7(a)に規定する目録に係る報告書」に改める。

(新設)

第八条第四項中「地球温暖化対策計画を」の下に「国会に報告するとともに、」を加える。

(新設)

第十五条の次に次の見出し及び二条を加える。

(新設)

(地球温暖化対策討議会)

第十五条の二 本部に、地球温暖化対策討議会（以下この条及び次条において「討議会」という。）を置く。

2| 討議会は、委員二百人をもって組織する。

3| 委員は、衆議院議員の選挙権を有する者であつて選挙人名簿に登録されているものの中から、政令で定めるところにより、くじで選定するものとする。

4| 討議会は、本部長の諮問に応じ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会の実現のための施策の在り方その他の地球温暖化対策に関する重要事項について調査審議し、本部長に対して建議を行う。

5| 本部は、その事務を行うに当たっては、前項の規定により討議会が述べた意見を尊重しなければならない。

第十五条の三 討議会に、専門的な知見を補うため、専門補助員を置くことができる。

2| 専門補助員は、討議会が調査審議する事項に関し優れた識見を有する者のうちから、本部長が任命する。

3| 専門補助員は、討議会において、専門的な知見に基づき、次

に掲げる職務を行う。

一 討議会が調査審議する事項に関する情報を提供し、及び説明すること。

二 専門的見地から必要な助言を行うこと。

第十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(国及び地方公共団体の施策)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第十九条の二 国及び地方公共団体は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成十五年法律第三百十号)第十九条第一項の規定の趣旨に従い、地球温暖化対策に関する環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第十九条の三 国は、エネルギーの使用の合理化又は再生可能エネルギーの利用の促進により温室効果ガスの排出の量の削減等に資するため、その設置する施設について、省エネルギー・再生可能エネルギー利用改修(エネルギーの使用の合理化又は再生可能エネルギーの利用を目的として、建築物その他の工作物の増築、改築、修繕、改良、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備を行うことをいう。次項において同じ。)を計画的に実施するものとする。

2 地方公共団体は、国に準じて、その設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー利用改修に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(新設)

第二十一条第三項第一号中「風力」の下に「水力、地熱等の自然界に存する熱」を加え、同項第二号中「役務の利用」の下に「エネルギーの使用の合理化」を加え、同条第五項第二号中「いう。」の下に「及び地域の環境の保全等のため地域脱炭素化促進事業の対象としない区域（第二十二条第二項第二号において「保全区域」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

六 地域脱炭素化促進事業への住民の関与に関する事項

第二十一条中第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、同条第十四項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十三項を第十四項とし、同条第十二項中「都道府県が」を「都道府県又は市町村が」に、「第六項」を「都道府県にあつては、第七項」に、「を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは」を「又は」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、同条第十項中「あらかじめ、」の下に「公聴会の開催その他」を加え、同項を同条第十一項とし、同条中第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 (略)

第二十一条の二第一項及び第三項中「地球温暖化対策の推進に関する法律」を「気候変動に対処するための地球温暖化対策の推

(新設)

第二十一条中第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、同条第十四項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十三項を第十四項とし、同条第十二項中「都道府県が」を「都道府県又は市町村が」に、「第六項」を「都道府県にあつては、第七項」に、「を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは」を「又は」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 (略)

(新設)

進に関する法律」に改める。

第二十二條第二項第二号中「その他の当該」を、「地方公共団体実行計画において促進区域又は保全区域を定めようとする場合における当該促進区域内又は当該保全区域内の住民及び土地の所有者その他の当該都道府県及び市町村の」に改める。

第二十二條の二第二項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 地域脱炭素化促進事業への住民の関与に関する事項

(略)

(略)

(新設)

(新設)

第二十二條の二第四項第二号中「第二十二條の六第一項」を「第二十二條の七第一項」に改め、同項第五号及び第六号中「第二十二條の八」を「第二十二條の九」に改め、同項第九号中「第二十二條の十第二項」を「第二十二條の十二第二項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「第二十二條の十第一項」を「第二十二條の十二第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

第二十四條第一項中「この条において」を削り、「その利用」を「その利用並びに資材及び原材料の調達、製造、輸入、販売又は提供、廃棄その他の取扱い（以下「利用等」という。）」に、「日常生活用品等の利用」を「日常生活用品等の利用等」に改め、同条第二項中「利用」を「利用等」に改める。

第三十六条の十二中「地球温暖化対策の推進に関する法律」を「気候変動に対処するための地球温暖化対策の推進に関する法律」に改める。

(略)

(気候変動に対処するための地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正)

第二条 気候変動に対処するための地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地球温暖化対策の推進に関する法律題名の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第六項の改正規定(次条)を「次条第一項」に改める部分に限る。)、同法第二条の二の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第八条第二項の改正規定、同法第八条第四項の改正規定、同法第十九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同条

(新設)

第三十六条の十九第九項中「及び次条第二項第二号」を「、次条第二項第二号及び第五十七条の六第二項」に改める。

(新設)

第二条 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地球温暖化対策の推進に関する法律第七条、第二十四条、第三十九条第二項第四号、第四十一条及び第五十九条並びに附則第三条第一項及び第四条の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日



の次に二条を加える改正規定、同法第二十一条の二第一項及び第三項の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第三十六条の十二の改正規定、同法第三十九条第二項第四号の改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法附則第三条第一項の改正規定並びに同法附則第四条の改正規定並びに次条第一項並びに附則第五条、第六条及び第七条（第一項第三十三号及び同項第三十四号並びに同条第二項第九号に係る部分を除く。）の規定 公布の日

二 附則第七条第一項（第三十三号に係る部分に限る。）及び同条第二項（第九号に係る部分に限る。）の規定 この法律の公布の日又は都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第七条第一項（第三十四号に係る部分に限る。）の規定 この法律の公布の日又は資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

四 第二条の規定並びに附則第三条第二項、第四条第一項及び第九条から第二十条までの規定 令和八年一月一日

（経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に存する同号に掲げ

二 第二条の規定並びに次条第二項並びに附則第三条第一項及び第六条から第十七条までの規定 令和八年一月一日

（新設）

（新設）

る規定による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律第八条  
第一項及び第二項の規定に基づく地球温暖化対策計画は、同号に  
掲げる規定による改正後の気候変動に対処するための地球温暖化  
対策の推進に関する法律第八条第一項の規定に基づく地球温暖化  
対策計画が定められるまでの間、これらの規定に基づく地球温暖  
化対策計画とみなす。

2| この法律の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の気  
候変動に対処するための地球温暖化対策の推進に関する法律（次  
項において「旧法」という。）第二十一条第一項、第三項及び第五  
項の規定に基づく地方公共団体実行計画は、第一条の規定による  
改正後の気候変動に対処するための地球温暖化対策の推進に関す  
る法律（以下「新法」という。）第二十一条第一項、第三項及び第  
五項の規定に基づく地方公共団体実行計画が定められるまでの  
間、これらの規定に基づく地方公共団体実行計画とみなす。

3| この法律の施行の際現に旧法第二十二条の二第三項の認定を受  
けている地域脱炭素化促進事業計画は、新法第二十二条の二第三  
項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画とみなす。

（削る）

第三条 この法律の施行の際現に存する新法第五十七条の六第一項  
の国際協力排出削減量口座簿に相当する政府が調製した口座簿に

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に存する第一条の規定による改正後  
の地球温暖化対策の推進に関する法律（以下この項及び次条第二

開設された口座に増加の記録がされた新法第二条第九項に規定する国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業（以下この項において「相当事業」という。）により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量であつて、国際協力排出削減量に相当するものとして主務大臣が認めたものは、新法第五十七条の四第五項の規定により増加の記録がされた国際協力排出削減量とみなして、新法の規定（新法第五十七条の十一（第三項第三号イに規定する無効化に係る部分に限る。）の規定にあつては、令和三年一月一日以降に行われた相当事業により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量についての同条第一項に規定する振替を行う場合に限る。）を適用する。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の気候変動に対処するための地球温暖化対策の推進に関する法律（以下この項において「第二号旧法」という。）第九章の規定により算定割当量の管理を行っている口座名義人に係る第二号旧法第四十五条第三項の規定により当該口座名義人の管理口座に記録されている算定割当量については、第二号旧法第九章、第六十二条第一号から第三号まで並びに第七十五条第二号及び第

項において「新法」という。）第五十七条の六第一項の国際協力排出削減量口座簿に相当する政府が調製した口座簿に開設された口座に増加の記録がされた新法第二条第九項に規定する国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業（以下この項において「相当事業」という。）により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量であつて、国際協力排出削減量に相当するものとして主務大臣が認めたものは、新法第五十七条の四第五項の規定により増加の記録がされた国際協力排出削減量とみなして、新法の規定（新法第五十七条の十一（第三項第三号イに規定する無効化に係る部分に限る。）の規定にあつては、令和三年一月一日以降に行われた相当事業により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量についての同条第一項に規定する振替を行う場合に限る。）を適用する。

2 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（以下この項において「第二号旧法」という。）第九章の規定により算定割当量の管理を行っている口座名義人に係る第二号旧法第四十五条第三項の規定により当該口座名義人の管理口座に記録されている算定割当量については、第二号旧法第九章、第六十二条第一号から第三号まで並びに第七十五条第二号及び第三号の規定は、なお効力を有する。

三号の規定は、なお効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この項において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第六十九条及び第六十九条の二の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、地球温暖化その他の気候変動の影響が危機的な水準にあることに鑑み、気候変動に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この項において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第六十九条及び第六十九条の二の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(新設)

2| 政府は、気候変動に対処するための地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第六項に規定する地域脱炭素化促進施設の設置に関する区域の設定及びその効果の在り方について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「地球温暖化対策の推進に関する法律」を「気候変動に対処するための地球温暖化対策の推進に関する法律」に改める。

(新設)

- 一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第一百七号)の項
- 二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第十条第六項第十三号
- 三 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第八十七条の二第一項ただし書
- 四 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の八第二項第十七号
- 五 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十条の二第一項
- 六 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第九条第

二十三項

七 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三条  
第一項ただし書

八 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条  
第三項第十三号

九 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第六条第  
二項第三号

十 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十一条の  
二の七第一項

十一 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八  
条第二項第十八号

十二 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第二条の二  
第一項

十三 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二十四条第一項及  
び第四項

十四 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十四  
条の七第十項

十五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五  
年法律第三十六号）第三条第十五号の二

十六 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第十  
四号

- 
- 十七 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条の二第一項第十三号
- 十八 保険業法（平成七年法律第百五号）第九十八条第一項第八号
- 十九 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第一条及び第二条第一項
- 二十 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第四項第十六号
- 二十一 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十九条第二項
- 二十二 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第五条第三項
- 二十三 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第四項第十八号
- 二十四 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第一条
- 二十五 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第一条及び第七条第六項
-

二十六 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー  
―電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一  
号）第五条第一項、第五項及び第十項

二十七 気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第一条

二十八 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負  
荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七  
号）第二条第四項第二号及び第十六条第五項

二十九 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整  
理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百二十四条  
第十二号

三十 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律  
（令和五年法律第三十二号）第三条

三十一 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るた  
めの電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十  
四号）第一条のうち電気事業法第二章第五節に五条を加える改  
正規定中第二十七条の二十九の二第四項第三号

三十二 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨  
物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二  
十三号）第一条のうち流通業務の総合化及び効率化の促進に関  
する法律第一条の次に二条、章名及び節名を加える改正規定中  
第二条第三号



三十三 都市緑地法等の一部を改正する法律第五条のうち都市再生特別措置法第六十三条に一項を加える改正規定中第三項

三十四 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第二条第二項及び第三条第三項

2 次に掲げる法律の規定中「第二条の二」を「第二条の二第一項」に改める。

一 港湾法第五十条の二第一項

二 航空法第三百十一条の二の七第一項

三 原子力基本法第二条の二第一項

四 空港法第二十四条第一項

五 沖縄振興特別措置法第七十九条第二項

六 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第一条

七 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律第一条のうち電気事業法第二章第五節に五条を加える改正規定中第二十七条の二十九の二第四項第三号

八 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律第一条のうち流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第一条の次に二条、章名及び節名を加える改正規定中第二条第三号

九 都市緑地法等の一部を改正する法律第五条のうち都市再生特別措置法第六十三条に一項を加える改正規定中第三項

(地方自治法の一部改正)

第八条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一「気候変動に対処するための地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第一百七号)の項第二号中「及び第十一項第三号(これらの規定を第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項)を(第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)」及び第十一項第三号(第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項)に改め、同項第三号中「第二十二條の二第四項第七号」を「第二十二條の二第四項第九号」に改め、「場合」の下に「並びに第二十二條の五第四項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合」を加え、同項第四号中「第二十二條の二第四項第八号」を「第二十二條の二第四項第十号」に改め、同項第五号中「及び第二十二條の四第二項」を「、第二十二條の四第二項及び第二十二條の五第九項」に改め、同項第六号中「含む。」の下に「及び第二十二條の五第十項」を加え、同項第七号中「含む。」の下に「及び第二十二條の五第十項」を、「第二十二條の二第十一項第三号」

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第一百七号)の項第二号中「及び第十一項第三号(これらの規定を第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項)を(第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。)」及び第十一項第三号(第二十二條の三第五項、第二十二條の四第二項及び第二十二條の五第九項)に改め、同項第三号中「第二十二條の二第四項第七号」を「第二十二條の二第四項第九号」に改め、「場合」の下に「並びに第二十二條の五第四項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合」を加え、同項第四号中「第二十二條の二第四項第八号」を「第二十二條の二第四項第十号」に改め、同項第五号中「及び第二十二條の四第二項」を「、第二十二條の四第二項及び第二十二條の五第九項」に改め、同項第六号中「含む。」の下に「及び第二十二條の五第十項」を加え、同項第七号中「含む。」の下に「及び第二十二條の五第十項」を、「第二十二條の二第十一項第三号」の下に「並びに第二十二條の

の下に「並びに第二十二条の五第五項の規定により読み替えて適用する第二十二条の二第四項第四号」を加え、同項に次の一号を加える。

八 第二十二条の五第八項の規定により読み替えて適用する第二十二條の二第四項第十号の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條の二第一項の政令で定める市が処理することとされている事務（同法第十五條の三の三第一項に係るものに限る。）

（農業協同組合法の一部改正）

第九条 農業協同組合法の一部を次のように改正する。

第十条第六項第十三号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第十条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。

第八十七條の二第二項ただし書中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

五第五項の規定により読み替えて適用する第二十二条の二第四項第四号」を加え、同項に次の一号を加える。

八 第二十二条の五第八項の規定により読み替えて適用する第二十二條の二第四項第十号の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條の二第一項の政令で定める市が処理することとされている事務（同法第十五條の三の三第一項に係るものに限る。）

（農業協同組合法の一部改正）

第六条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第六項第十三号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第七条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八十七條の二第二項ただし書中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十一条 中小企業等協同組合法の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

第九条の九第六項第十二号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(商品先物取引法の一部改正)

第十二条 商品先物取引法の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第三条の二第一項ただし書、第九十六条の二十七第一項第一号及び第九十六条の三十七第一項ただし書中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第十三条 信用金庫法の一部を次のように改正する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第八条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

第九条の九第六項第十二号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(商品先物取引法の一部改正)

第九条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第三条の二第一項ただし書、第九十六条の二十七第一項第一号及び第九十六条の三十七第一項ただし書中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第十条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を

第五十三条第三項第十三号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第六項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。  
第五十四条第四項第十三号及び第五項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第十四条 長期信用銀行法の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第三項第十一号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第十五条 労働金庫法の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第十八号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第五号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。  
第五十八条の二第一項第十六号及び第三項第七号中「算定割当

次のように改正する。

第五十三条第三項第十三号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第六項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。  
第五十四条第四項第十三号及び第五項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第十一条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第三項第十一号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第十二条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第十八号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第五号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。  
第五十八条の二第一項第十六号及び第三項第七号中「算定割当

量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十号及び第九十四号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(銀行法の一部改正)

第十七条 銀行法の一部を次のように改正する。

第十条第二項第十四号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第十一条第四号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(保険業法の一部改正)

第十八条 保険業法の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項第八号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十号及び第九十四号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(銀行法の一部改正)

第十四条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第十四号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第十一条第四号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(保険業法の一部改正)

第十五条 保険業法(平成七年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項第八号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第九十九条第二項第四号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十九条 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項第十六号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第五号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第二十条 株式会社商工組合中央金庫法の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項第十八号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第五号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正)

第二十一条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部を次のように改正す

第九十九条第二項第四号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十六条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項第十六号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第五号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第十七条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項第十八号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第五号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正)

第十八条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)

る。

第五条第五項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第七項」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第二十二條 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四百二十四条第十二号中「、第六十七条第一項及び第六十九条」を「及び第六十七条第一項」に改める。

の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第七項」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第十九條 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四百二十四条第十二号中「、第六十七条第一項及び第六十九条」を「及び第六十七条第一項」に改める。